

余市町小型除雪機等貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主的に地域の除雪を行う者に小型除雪機又は移動式小型融雪機（以下「小型除雪機等」という。）の貸出を行うことにより、町民参加による雪対策の推進を図ることを目的とする小型除雪機等貸出事業について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象)

第2条 小型除雪機等の貸出を受けることができる者は、区会又は除雪ボランティアを行う団体（以下「借受者」という。）とする。

(期間)

第3条 貸出実施期間は、12月20日から3月20日までとする。

(使用目的)

第4条 小型除雪機等の使用目的は、雪山で狭くなった生活道路の除雪、高齢者又は障がい者宅周りの除雪及びゴミステーション周りの除雪等地域除雪活動を基本とする。

(貸出台数及び貸出回数)

第5条 小型除雪機等の貸出台数は、機種別の区分ごとにそれぞれ1台とし、貸出回数は1団体等につき1シーズン2回（1回につき原則1週間以内）までとする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(申込)

第6条 貸出を希望する借受者は、余市町小型除雪機等貸出事業申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を町長に提出するものとする。

(決定)

第7条 町長は、申込書を受理したときはその内容を審査し、貸出の可否を決定し、余市町小型除雪機等貸出事業承認（不承認）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(貸出及び返却)

第8条 小型除雪機等の貸出及び返却は、借受者自らが、余市町（以下「町」という。）又は町が指定する者と場所及び日時の調整をして行うものとする。

2 借受者は、小型除雪機等を返却する際、貸出時の状態に回復するよう努め、燃料を補給した状態で返却するものとする。

(保険への加入)

第9条 借受者は、貸出日の前日までに小型除雪機等の運転に従事する者についてボランティア保険に加入させなければならない。

2 借受者は、前項のボランティア保険加入後速やかに、その写しを町に提出す

るものとする。

(使用料等)

第10条 小型除雪機等の使用料は無料とする。ただし、小型除雪機等の使用に係る燃料代、その他消耗品代及びボランティア保険料は、借受者の負担とする。

(借受者の責務)

第11条 借受者は、小型除雪機等を返却するまでの期間において、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、小型除雪機等の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した利用目的以外には使用しないこと。
- (2) 使用上の注意を守り、安全に十分注意すること。
- (3) 他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 営利目的に使用しないこと。

(貸出の取消)

第12条 町長は、借受者が前条の規定に違反したときは、小型除雪機等の貸出を取り消し、返却させることができる。

(損害賠償の責任)

第13条 借受者は、小型除雪機等を安全に使用するとともに、盗難等を防止するために、適正な管理を行うものとする。

2 借受者は、小型除雪機等の亡失、損傷又は故障が自らの責に帰すべき事由によるときは、自己の負担においてこれを補てんし、又は修理しなければならない。

(使用中の事故等)

第14条 小型除雪機等の使用により、借受者が被った損害、借受者が第三者に与えた損害、その他小型除雪機等の使用中に発生した事故等については、借受者の責任とする。

2 前項の事故等については、原則借受者が加入する保険を適用する。ただし、借受者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

3 前項の事故等が発生した場合は、速やかにその内容を町又は町が指定する者等に報告しなければならない。

(実績報告等)

第15条 借受者は、借受終了後に余市町小型除雪機等使用実績報告書(第3号様式)を町長に提出するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。